

【「中小会計要領」の普及・活用】

中小企業の会計に関する検討会は、中小会計要領が定着することで、中小企業の経営者が正確な財務情報に基づき経営状況を把握して経営改善等を図り、また、自社の経営状況を金融機関等の利害関係者に情報提供できるようになることは、中小企業が存続・発展していくために極めて重要であると考えます。

この観点から、中小会計要領の普及・活用に向け、政府（中小企業庁・金融庁等）、中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等（以下「各機関・団体」という。）が一丸となって推進すべき具体的取組を以下のとおり取りまとめる。

I. 「中小会計要領」の広報・普及

日本全国の中小企業の経営者が「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの重要性を認識するためには、中小企業の経営者が「中小会計要領」に関する情報に日頃より接し、関心を持つような環境を整備することが重要である。

平成24年度～平成26年度の3年間を「中小会計要領」の集中広報・普及期間とし、各機関・団体は、取り組み可能な様々な方法を駆使して、中小企業の経営者が中小会計要領を知り、その内容を理解できるように、広報・普及を図る。

1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらう

よう広報・普及する。

3. 広報用資料の作成・配布

中小企業庁は以下の広報用資料を作成し、各機関・団体とともに中小企業に配布する。

(1) 「中小会計要領」を紹介するリーフレット

中小企業庁は、中小企業の経営者が気軽に手に取って中小会計要領や中小企業の会計に関する検討会報告書（以下「報告書」という。）に興味を持てるよう、リーフレットを平成23年度中に作成し、配布する。

中小企業庁は、平成24年6月までに全国各地で開催される“日本の未来”応援会議及びその関連会合においてリーフレットを配布するなど、事務局を務める様々な中小企業関係会合において広報する。

(2) 「中小会計要領」を紹介・解説するパンフレット

①パンフレットの作成・配布

中小企業庁は、「中小会計要領」や報告書を紹介するパンフレットを平成24年度上半期中に作成し、配布する。パンフレットでは、必ずしも会計の知識が十分でない中小企業の経営者にもわかりやすいように、i) 会計の基礎から説明する、ii) 具体的な経理処理事例を取り上げて各勘定項目を説明する、iii) 会計を経営に活用するためのポイント等を説明することとする。

②ウェブサイトを通じた配布システム等の整備

中小企業庁は、各機関・団体による配布、会計専門家や金融機関による顧客中小企業への配布及び個別の中小企業への配布を円滑に行うため、ウェブサイトを通じたパンフレットの配布希望を受け付ける発送システムを確保することにより、必要な時に必要な者が「中小会計要領」の内容を理解できるようにする。

③パンフレットの電子ブック化

中小企業庁は、パンフレットをウェブサイト上で快適に閲覧できるように、電子ブックによる閲覧環境を平成24年度上半期中に整備する。

(3) 「中小会計要領」を紹介するポスター

中小企業庁は、上記に加え、より多くの中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうためにポスターを平成24年度上半期中に作成、配布し、各機関・団体の別表1の拠点に掲示するよう促す。

(4) 「中小会計要領」の活用事例集の取りまとめ

多くの中小企業にとって、会計を活用することのメリットを具体的にイメージしにくいことが、普及に繋がらない理由の一つとなっている。このため、「中小会計要領」の具体的な活用事例を公表することにより会計活用のメリットを周知すべく、中小企業庁は、中小企業関係者等により収集された活用事例を、順次取りまとめ、活用事例集を作成・公表する。活用事例集はリーフレットとして作成し、各機関・団体を通じて中小企業に配布するとともに、ウェブサイトに掲載する。

Ⅱ. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

「中小会計要領」を利用するためには、中小企業がその内容について詳しく学習・理解できる学習機会の提供や、中小企業指導・支援を行う人材の育成が必要である。このため、各機関・団体は、中小企業向け、会計専門家・指導員等向けセミナー・研修に取り組む。

1. 中小企業向けセミナー・研修

(1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(2) 中小企業基盤整備機構によるセミナー・研修開催支援

中小企業基盤整備機構は、上記の取組を支援するため、中小企業関係団体、金融機関などと連携し、「中小企業会計啓発・普及セミナー」を平成24年度中に延べ400回程度（受講者目標2万人）開催する。

また、中小企業基盤整備機構は、上記のセミナー・研修の開催予定について、ウェブサイト等を通じて一元的に情報提供を行う環境を整備するとともに、セミナー・研修に参加できない中小企業向けにも、新たに実際のセミナーの講演内容を凝縮したダイジェスト版を全国に動画配信し、添付のテキストをプリントアウトするだけで、いつでもどこでも「中小会計要領」についてのセミナーを簡易受講できる体制を整える。

(3) 会計専門家の講師派遣等

日本税理士会連合会及び各税理士会、並びに日本公認会計士協会及び各支部は、会計に関する高度な専門知識を生かし、上記のセミナー・研修の開催に当たり要望に応じて講師の派遣を積極的に行うとともに、各機関・団体は必要に応じて講師派遣の支援を行う。

2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」につい

て分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1. の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

Ⅲ. 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

中小企業が、「中小会計要領」に従った計算書類等の作成に容易に取り組めるよう、会計専門家や中小企業関係者の支援体制を整備する。

中小企業が、自社の経営状況を把握して経営改善等を図り、また、自社の経営状況を金融機関等の利害関係者に情報提供できるようにするためには、中小会計要領に従った計算書類等を作成できるようにする必要があります。そのため会計専門家等によるきめ細かな支援が必要であり、各機関・団体は、以下の支援に取り組む。

1. 「中小会計要領」に従った計算書類の作成支援

(1) 税理士による取組

日本税理士会連合会は、中小企業の会計の質を向上するために、中小企業への理解の促進と実務対応支援を行う。会員が中小企業から依頼された場合に、当該中小企業の実態等を考慮した上で、信頼性のある計算書類の作成の相談・指導ができるよう、「中小会計要領」を含めた中小企業会計の研修会を実施し、指導者を育成する。また、各中小企業関係団体の実施するセミナー・研修、相談・指導事業において、税理士の派遣要請があった場合には、日本税理士会連合会及び各税理士会は積極的にこれに協力する。

(2) 公認会計士による取組

日本公認会計士協会は、中小企業の会計の質を向上するために、中小企業への理解の促進と実務対応支援を行う。会員が中小企業から依頼された場合に、当該中小企業の実態等を考慮した上で、信頼性のある計算書類の作成の相談・指導ができるよう、「中小会計要領」を含めた中小企業会計の研修会を実施し、指導者を育成する。また、各中小企業関係団体の実施するセミナー・研修、相談・指導事業において、公認会計士の派遣要請があった場合には、日本公認会計士協会及び各支部は積極的にこれに協力する。

2. 中小企業を対象にした記帳指導等

(1) 日本商工会議所・各商工会議所

日本商工会議所及び各商工会議所は、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に「中小会計要領」を利用するよう積極的に啓発するとともに、「中小会計要領」に従って財務諸表・計算書類等を作成しようとする中小企業の相談に応じ、適切な助言を行う。

「日商簿記検定」の出題区分に「中小会計要領」を追加する。

計算書類等の作成支援ソフトを制作する会計システム会社に対し、「中小会計要領」について情報提供を行い、可能な対応を要請する。

(2) 全国商工会連合会・都道府県商工会連合会・各商工会

全国商工会連合会、都道府県商工会連合会及び各商工会は、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に「中小会計要領」を利用するよう積極的に啓発するとともに、「中小会計要領」に従って財務諸表・計算書類等を作成しようとする中小企業の相談に応じ、適切な助言を行う。また、全国商工会連合会は、都道府県商工会連合会及び各商工会による「中小会計要領」の普及・活用支援体制を確立し、普及・活用へのモチベーションを維持する観点から、全国商工会職員協議会主催の経営支援大賞や、全国連会長表彰である事業推進表彰において、「中小会計要領」の普及・活用への取組状況を評価項目に追加する。

(3) 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会

全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会は、各組合に対する巡回指導や窓口相談業務等において、各組合の構成員が「中小会計要領」に従った計算書類を作成できる体制を整えるように指導を行う。税理士協同組合に対しては、クライアント中小企業に対して「中小会計要領」に従った計算書類の作成支援を行うよう協力依頼をする。「中小会計要領」を構成員の中小企業に普及しようとする組合等を支援する体制を整備する。また、業種別中小会計要領推進ガイドライン（仮称）の作成を推進するとともに、「中小会計要領」の普及・活用支援体制を整備し、継続的に組織内でフォローを行う体制を確立する観点から、「中小会計要領推進検討会議」を設置する。

(4) 全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会
全国商店街振興組合連合会及び都道府県商店街振興組合連合会
は、各商店街組合員より相談等が発生した場合には、関係機関と
連携して適切に対応する。

(5) 中小企業庁

中小企業庁は、計算書類等の作成支援ソフトを制作する会計シ
ステム会社に対し、「中小会計要領」について情報提供を行い可
能な対応を要請する。

IV. 「中小会計要領」の活用

「中小会計要領」に従った信頼性のある計算書類の作成を通じ、中小企業が自社の経営状況を正確に把握・発信し、経営改善等や取引先・金融機関等との信頼構築を通じて、経営力の強化、資金調達力の向上を行うことが重要である。このような中小企業の取組を支援すべく、官民一丸となって中小会計要領の活用を支援する。

中小企業が、中小会計要領により会計処理を行い、それによる財務情報を活用することを促進するため、各機関・団体は以下の取組を行う。

1. 中小企業庁における取組

(1) 法律による計画認定における取組

中小企業庁は、以下の法律に基づく計画認定等において、中小法人による「中小会計要領」に従った計算書類の提出を奨励する。

- ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
(経営革新計画、新連携等)
- ・ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律
(特定研究開発等計画)
- ・ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
(農商工等連携事業計画)
- ・ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
(地域産業資源活用事業計画)
- ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
- ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法

(2) 補助金採択における評価

中小企業庁は、下記補助金等の募集にあたって、中小法人による「中小会計要領」に従った計算書類の提出を奨励し、採択にあたって、提出があった場合は評価する。

- ・ JAPANブランド育成支援事業
- ・ 新事業活動促進支援事業
- ・ グローバル技術連携支援事業

・戦略的基盤技術高度化支援事業

(3) 「中小会計要領」の普及率等の調査

中小企業庁は、平成24年度以降、「中小企業実態基本調査」等において「中小会計要領」の普及率、活用状況等を調査する。

(4) 金融機関による融資情報のウェブサイトにおける一元的提供

中小企業庁は、政府系及び民間の金融機関が自主的な判断により行う、「中小会計要領」に従った計算書類等を作成する中小企業に対する金利や担保・保証等の面で優遇を行う取組について、ウェブサイトにおいて一元的に紹介する。

2. 金融庁における取組

監督指針・金融検査マニュアルにおいて、金融機関が、顧客企業に対して、顧客企業自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては、「中小会計要領」等の活用を促していくことも有効であること等を記載する。

3. 日本税理士会連合会の取組

「「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト」を関係者の意向を踏まえつつ作成する。

4. 政府系金融機関における取組

(1) 日本政策金融公庫による取組

①日本政策金融公庫（中小事業部）は、「中小会計要領」に従った計算書類を作成し、かつ期中における資金繰り管理等の会計活用及び財務の改善を目指す中小企業に対し、優遇金利（基準金利▲0.4%）で貸付を行う融資制度（「中小企業会計活用強化資金（仮称）」）を創設し、平成24年度より貸付を行う。

②日本政策金融公庫（国民生活事業部）は、「中小会計要領」に従った計算書類を作成する中小企業に対し、利率を▲0.2%

優遇する。（「中小企業会計関連融資制度」）

③日本政策金融公庫（国民生活事業部）は、マル経融資（経営改善貸付）において、中小法人に対して「中小会計要領」に従った計算書類の提出を推奨していく。

（2）商工組合中央金庫による取組

①商工組合中央金庫は、従前より、商工会議所との提携ローンにおいて、金利を引き下げる措置を講じているところ。今般、「中小会計要領」の場合も、「中小企業の会計に関する指針」の場合と同様に、金利を引き下げる措置を新たに講じる。

②商工組合中央金庫は、営業担当がお取引先を訪問する際に、「中小会計要領」のリーフレットやパンフレットの配布を行い、「中小会計要領」に従った計算書類の作成及び活用を案内する。

（3）信用保証協会による取組

信用保証協会は、「中小企業の会計に関する指針」に従った計算書類を作成した中小企業に対する保証料割引の経験を踏まえつつ、「中小会計要領」の創設段階における普及・促進への協力として、中小企業会計割引の見直しについて検討を行う。

5. 民間金融機関における取組

民間金融機関は、顧客企業に対し、自らの経営の目標や課題を認識できるよう助言するにあたり、必要に応じ、「中小会計要領」等の活用を促していく。

V. 取組のフォローアップ

上記の取組の達成状況の把握、改善点の検討のため、定期的なフォローアップを行う。

上記取組のフォローアップのため中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループを平成24年度中に開催する。ワーキンググループでは各機関・団体から取組状況について報告を受け、改善点等について検討を行い、結果を公表する。

各機関・団体は、引き続き中小企業における会計の実態及び「中小会計要領」の普及状況の把握に努め、「中小会計要領」の改訂や、普及・活用策の見直し等を行う際には協力して取り組んでいく。

<別表1> パンフレット等の配布拠点

(箇所数は平成24年3月時点の予定)

機関・団体名	配布拠点数
行政機関	
中小企業庁・各経済産業局中小企業課	10ヶ所
金融庁・各財務局	12ヶ所
法務省・各法務局	50ヶ所
中小企業基盤整備機構（本部・支部（平成24年4月から地域本部。以下同じ。）・各中小企業大学校）	25ヶ所
都道府県等中小企業支援センター	60ヶ所

中小企業関係団体

日本商工会議所・各商工会議所	515ヶ所
全国商工会連合会・各商工会連合会・各商工会	1,719ヶ所
全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会	450ヶ所
全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会	1,876ヶ所
全国中小企業家同友会全国協議会・各中小企業家同友会	48ヶ所
中小企業診断士協会・各支部	47ヶ所 研修会(106回)で配布

政策金融機関

日本政策金融公庫（本店・支店）	152ヶ所
商工組合中央金庫（本店・支店）	100ヶ所
全国信用保証協会連合会・各信用保証協会	53ヶ所
中小企業投資育成株式会社	3ヶ所

民間金融機関

全国銀行協会	会員銀行に対しパンフレットの配布依頼等の周知を行う。
全国信用金庫協会・信用金庫	271信用金庫 7,549店舗
全国信用組合中央協会・信用組合	158組合 1,737店舗

会計専門家団体

日本税理士会連合会・各税理士会	16ヶ所 税理士会員へ配布
日本公認会計士協会・各支部	14ヶ所
企業会計基準委員会	1ヶ所

<別表2> 中小企業向けのセミナー・研修

機関・団体名	取組内容（対象・セミナー名等）	具体的な目標（24年度中）
--------	-----------------	---------------

行政機関

中小企業基盤整備機構（本部・支部・各中小企業大学校）	【中小企業基盤整備機構研修】	
	「中小企業会計啓発・普及セミナー」	計400回程度 延べ2万人程度 ※本セミナーは各団体等と連携して実施するもの。
	【中小企業大学校研修】	
	「中小企業向け研修（経営管理者研修、財務関連研修等）」	計70回程度 延べ1,500人程度

中小企業関係団体

日本商工会議所・各商工会議所	「中小企業会計啓発・普及セミナー」	計250回程度 延べ7,500人程度
	各地商工会議所主催関連セミナー（創業塾、創業セミナー、経営塾等）	中小企業向け周知の徹底。
全国商工会連合会・各商工会連合会・各商工会	「中小企業会計啓発・普及セミナー」	計50回程度 延べ1,430人程度
全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会	中小企業等向け「中小会計要領活用セミナー」	計50回程度 延べ2,500人程度
全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会	「中小企業会計啓発・普及セミナー」	要望に応じ、開催を検討中。

全国中小企業家同友会全国協議会・各中小企業家同友会	中小企業向け「中小会計要領研究会」(仮称)セミナー (中小機構のセミナー等を活用)	計30回程度 延べ600人程度
中小企業診断協会・各支部	中小企業経営者向けセミナー	計4回 延べ400人程度
	上記の各種セミナーに講師を派遣。	

政策金融機関

日本政策金融公庫 (本店・支店)	中小企業向け説明会等	計130回程度 延べ5,200人程度
商工組合中央金庫 (本店・支店)	「中小企業会計啓発・普及セミナー」の開催に協力	取引先等への周知を図る。
中小企業投資育成株式会社	中小企業経営者向けセミナー開催	投資先等への周知を図る。

民間金融機関

全国銀行協会	中小機構等の諸団体が開催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」について、会員銀行へ可能な限りの協力を呼びかける。	
全国信用金庫協会・信用金庫	「中小企業会計啓発・普及セミナー」の信用金庫での開催協力。	
全国信用組合中央協会・信用組合	「中小企業会計啓発・普及セミナー」の信用組合での開催協力。	

会計専門家団体

日本税理士会連合会・各税理士会	上記の各種セミナーに講師を派遣する。	
日本公認会計士協会・各支部	上記の各種セミナーに講師を派遣する。	

<別表3> 会計専門家、指導員等向け研修

機関・団体名	取組内容	具体的な目標 (24年度中)
--------	------	-------------------

行政機関

中小企業基盤整備機構（本部・支部・各中小企業大学校）	【中小企業基盤整備機構研修】	
	中小企業支援ネットワーク強化事業の巡回対応相談員向け研修	計2回程度 延べ1,400人程度
	【中小企業大学校研修】	
	「中小企業支援担当者研修」	計85回程度 延べ2,700人程度
	「財務管理サービス人材研修」	計11回程度 延べ800人程度
	「中小企業診断士養成課程」	計3回程度 延べ180名程度

会計専門家団体

日本税理士会連合会・各税理士会	日本税理士会連合会のマルチメディア研修	左記研修等にて、会員税理士への周知徹底を図る。
	登録時研修のテキストに「中小会計要領」に関する記述を追加	
	全国統一研修会の選択科目に追加	
日本公認会計士協会・各支部	協会会員を対象とした全国研修会の「中小会社の会計」の講座において、「中小会計要領」も含めた内容の研修を実施。	左記講座にて、中小企業の会計の質を向上させる指導のできる会員を養成。

中小企業関係団体

日本商工会議所・各商工会議所	商工会議所経営指導員支援力向上全国研修会（仮称）	経営指導員、職員向け周知の徹底。
	商工会議所職員向け研修会	
	中小企業相談所長会議	
全国商工会連合会・各商工会連合会・各商工会	都道府県連合会担当者向け研修（全国連主催）	職員に対する周知の徹底。
	商工会職員向け研修（都道府県連主催）	
全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会	中央会指導員向け「中央会指導員研修」	計3回程度 延べ180人程度
	全国組合事務局長等向け「全国団体研修会」	計2回程度 延べ120人程度
全国商店街振興組	商店街役員向け「役員研修会」	計2回程度 延べ80人程度

合連合会・都道府 県商店街振興組合 連合会	商店街青年部層向け「青年部指導者研修 会」	計2回程度 延べ120人程度
	商店街女性部層向け「女性部セミナー」	計1回程度 延べ30人程度
	商店街指導員向け「職員講習会」	計2回程度 延べ80人程度
全国中小企業家同 友会全国協議会・ 各中小企業家同友 会	指導員等向け「中小会計要領研修」(仮称) セミナー (中小機構のセミナー等を活用)	計10回程度 延べ150人程度
中小企業診断協 会・各支部	中小企業診断士向けセミナー	計30回程度 延べ6,000人程度

政策金融機関

日本政策金融公庫 (本店・支店)	職員向け説明会、セミナー等	計12回程度 延べ400人程度
商工組合中央金庫 (本店・支店)	職員向け研修	営業担当の職員を対象 に「中小会計要領」の理 解を深める。
中小企業投資育成 株式会社	社員向けセミナー(社内勉強会)を開催	社員への周知を図る。

民間金融機関

全国銀行協会	中小機構等の諸団体が開催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」 について、会員銀行へ可能な限りの協力を呼びかける。
全国信用金庫協 会・信用金庫	信用金庫職員向け研修実施の検討。
全国信用組合中央 協会	「中小企業会計啓発・普及セミナー」の積極的な利用を会員信用組 合に呼びかける。